

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 五條市地域公共交通会議
住 所 奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号
代表者氏名 会長 福塚 勝彦

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※近畿運輸局への提出後において、計画の基本的な考え、方向性に影響のない変更・修正がある場合は、事務局に一任願います

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:五條市

計画名称:五條市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P50～52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持 P55～56 3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P26～27 4. 地域公共交通計画の基本的な方針 を計画の基本的な方針としている。 そのうえで、 P52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保維持内で、確保維持に関する必要性を記載。
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保維持 （地域公共交通確保維持改善事業も含めた取組を通じて、確保・維持を目指す地域公共交通サービス）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P33 五條地域公共交通計画で定める評価指標と評価の基準 （6）持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現

6.2.1 まちづくりの視点に基づく事業項目

1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持						
○ 概要						
五條市では、地域の状況によって、必要な地域公共交通のあり方が異なること、買物や通院等の日常的な移動先が異なることを踏まえ、定時定路線型のコミュニティバスのほか、需要に応じて運行する予約制の乗合タクシーの活用など、地域の状況やニーズに適した柔軟な運行体系の構築を図ります。						
○ 取組内容						
（経緯） - 令和3年11月10日の五條市役所新庁舎の開庁にあわせ、コミュニティバスをはじめとする地域公共交通網の再編を行いました。この改正では、多くのご利用が見込まれる基幹的な路線を定期運行のコミュニティバス（ゴーちゃんバス）が運行し、それ以外の地域から中心市街地へ向けては予約制の乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）が運行することとし、より広い地域をカバーすることを目指しました。 （事業内容） - 地域の規模やニーズに適した運行体系の更なる見直しの継続 ✓ 実施した再編内容をベースとして、継続的な検証を進め、地域の状況やニーズ・利用状況に適した運行体系の見直しを随時行い、国・県の補助制度を活用しながら、五條市でも適切な財政負担を継続し、地域住民の生活を支える重要な手段となる地域公共交通の維持を図ります。 ✓ また、見直しにあたっては、既存の運行サービスだけでなく、近隣施設が実施する送迎サービスや地域住民が主体となる運行サービスも含めた検討を行います。 - タクシーの相乗り制度の導入に向けた取組みの検討 ✓ 五條市の地域公共交通を支えるうえで、バスとともにタクシーの役割がますます高くなっていきます。タクシーが持つ機動性や利便性をより効率的に、地域住民の移動に活用できるようにするための方法として、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーへの相乗りを認める新たな制度の導入を検討します。 ※ 上記の取組みについては、別途、五條市地域公共交通利便増進実施計画にもその内容を定め、推進を図っていきます。						
○ 実施主体						
五條市	国・県	鉄道事業者	バス事業者	タクシー事業者	市民・地元	その他
実施	支援	連携	連携	連携	連携	-
○ スケジュール（年度）						
2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	長期	
実施	適宜見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	

＜地域の状況やニーズに適した運行体系の位置づけ・役割＞

機能		種別	位置付け・役割	主体
広域幹線		鉄道	・都市間連絡の骨格となる交通軸	鉄道事業者
地域幹線		路線バス（広域路線）	・周辺市町への連絡及び市内交通の骨格を形成する路線軸	バス事業者
		五條・十津川地域連携コミュニティバス（広域通院ライン）		五條・十津川地域公共交通活性化協議会
地域内	支線路線	路線バス（市内完結路線）	・地域内の移動サービスと公共交通空白地域の解消を担う路線 ・五條バスセンターや五条駅等で、上記の路線バス（広域路線）等と接続することで、それらの地域幹線を補完	バス事業者
		ゴーちゃんバス コミュニティバス ・西吉野コース ・大塔コース ゴーちゃんタクシー		五條市
	面的な個別輸送機能	タクシー	・個別の需要に対し、細やかな対応により、面及び質双方から地域住民の移動を支える機能	タクシー事業者

＜「相乗りサービス」制度について＞



Press Release

令和3年10月29日
自動車局旅客課

新たにタクシーの「相乗りサービス」制度を導入します！
～タクシーを割安に利用することが期待されます～

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスを認める新たな制度を導入します（本日付で通達を公布し、本年11月1日から運用可能）。

1. 概要

- タクシーの「相乗りサービス」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスです（運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独自の運送形態となります）。
- 今後、利用者が安心してタクシーに相乗りし、割安にドア to ドアで移動できるよう、「相乗りサービス」について、運賃の按分等に関する一定のルールを定めた新たな制度を導入しました。
- タクシー事業者にとっても、「相乗りサービス」を提供することで、利用者の利便性の向上を図り、新たなタクシー需要を喚起することが期待されます。

出典：国土交通省

＜地域公共交通確保維持改善事業の活用＞

- 支線路線の機能を有する系統・コースは、下記に示すとおりです。補助対象地域間幹線系統を補完するもの、過疎地域など交通不便地域の移動を確保するものであり、地域の生活を守る移動手段として、より必要性の高いものであることから、地域公共交通確保維持改善事業の活用を含めた取組みを通じて、地域公共交通サービスの確保・維持を目指していきます。

（地域公共交通確保維持改善事業も含めた取組みを通じて、確保・維持を目指す地域公共交通サービス）

種別 （運行系統名等）	区間 （起点・終点・経由地）	運行態様	主体
路線バス			
・五條城戸線	五條バスセンター～城戸	路線定期運行	奈良交通
ゴーちゃんバス			
・五条駅・田園方面ライン	五条駅北口～田園五丁目 五條バスセンター～田園五丁目 五條バスセンター～なつみ台二丁目	路線定期運行	五條市
・南奈良総合医療センター 通院ライン	五條バスセンター～福神駅 （居伝町経由もしくはエルベタウン経由）	路線定期運行	五條市
コミュニティバス			
・西吉野コース ✓ 勢井・屋那瀬線	勢井～城戸・屋那瀬 鎌田医院前	路線定期運行 及び 路線デマンド運行	五條市
✓ 桧川迫・屋那瀬線	桧川迫専名寺下～城戸・屋那瀬 鎌田医院前	路線デマンド運行	五條市
・大塔コース ✓ 舟ノ川バス（篠原方面）	篠原玉井下～大塔支所	路線定期運行	五條市
✓ ふれあいバス（一郷方面）	中原・天辻～大塔支所前	路線デマンド運行	五條市
✓ ふれあいバス（野長瀬方面）	殿野～大塔支所前	路線デマンド運行	五條市
ゴーちゃんタクシー			
・牧野方面コース	牧野地区及び岡町の一部 ～五條バスセンター外	区域デマンド運行	五條市
・北宇智方面コース	北宇智地区及び岡町・今井町の一部 ～五條バスセンター外	区域デマンド運行	五條市
・二見方面コース	二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部 ～五條バスセンター外	区域デマンド運行	五條市
・県営南和団地～JR 五条駅線	出屋敷～五條市役所 （野原経由）	路線デマンド運行	五條市
・城戸～谷の宮経由五條線	城戸～イオン五條店	路線デマンド運行	五條市
・檜辻～奥谷経由五條線	檜辻集会所～イオン五條店	路線デマンド運行	五條市
・西阿田線	五條病院～五條市役所 （阿太地域経由）	路線デマンド運行	五條市
・大深線	大深小学校～イオン五條店	路線デマンド運行	五條市

3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善

○ 概要

- 令和3年11月の五條市役所新庁舎の移転とあわせ、見直しを行った地域公共交通ネットワークについて、実証運行の結果を踏まえ、継続的に見直し・改善を図ります。

○ 取組内容

（経緯）

- 令和3年11月10日の五條市役所新庁舎の開庁にあわせ、コミュニティバスをはじめとする地域公共交通網の再編を行いました。この改正では、多くのご利用が見込まれる基幹的な路線を定期運行のコミュニティバス（ゴーちゃんバス）が運行し、それ以外の地域から中心市街地へ向けては予約制の乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）が運行することとし、より広い地域をカバーすることを目指しました。

（事業内容）

- 地域公共交通ネットワークの見直し・改善
 - ✓ 本計画に定める評価の基準に基づき、継続的に評価を行い、利用者の声も踏まえながら、随時見直し、改善を行うことで、よりよい地域公共交通ネットワークの実現を目指します。

※ 上記の取組みについては、別途、五條市地域公共交通利便増進実施計画にもその内容を定め、推進を図っていきます。

○ 実施主体

五條市	国・県	鉄道事業者	バス事業者	タクシー事業者	市民・地元	その他
実施	支援	連携	連携	連携	連携	-

○ スケジュール（年度）

2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	長期
実施	適宜見直し	⇒	⇒	⇒	⇒

＜市役所庁舎のエントランス付近に整備された乗降拠点の状況＞



＜市役所庁舎の移転とあわせた地域公共交通ネットワークの見直し・改善状況について＞

- ゴーちゃんバス（コミュニティバス）の市役所新庁舎への乗り入れ
- ゴーちゃんタクシー（旧名称：デマンド型コミュニティバス、デマンド型乗合タクシー）の市役所新庁舎への乗り入れ

- ✓ 県営南和団地～野原経由 JR 五条駅線
- ✓ 城戸～谷ノ宮経由五條線
- ✓ 檜辻～奥谷経由五條線
- ✓ 西阿田線
- ✓ 大深線

- 停留所と運行時間を設定し、予約のあった停留所間を運行するサービスとして、区域運行型のゴーちゃんタクシー（3 コース）の新設

牧野方面コース…路線バス「南大和ネオポリス線」とコミュニティバス A 系統の廃止による影響を受ける地域において運行

北宇智方面コース…コミュニティバス B 系統の廃止による影響を受ける地域において運行

二見方面コース…コミュニティバス C 系統と五條市デマンド交通（実証運行）の廃止による影響を受ける地域において運行

4. 地域公共交通計画の基本的な方針

4.1 将来像

五條市ビジョンにおいて、まちの将来像を『「五條」 ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』と定めていることを踏まえ、市内・市外を問わず、様々な人が交流する拠点を繋ぐ地域公共交通網と、高齢化等による交通弱者の増加が予想される中、安全・安心な移動機会の創出により、市民の日常生活を支え、安心して暮らすことができる交通環境を目指し、市の活力を支える地域公共交通ネットワークを実現します。

4.2 基本方針

4.1 で示した将来像を実現するため、3 章で示した地域公共交通における現状と課題に対応する基本方針を以下の3点と定めます。なお、五條市は、SDGs を推進すべくこれらのゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組めます。

a. まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの構築

- 市役所庁舎の移転、定住や交流の促進など、まちづくりとの連携を図りながら、過度に自動車に頼らずとも、住み続けられるまちづくりを実現する地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善に努めます。
- 異なる地域公共交通間の相互の乗継環境の向上を図り、各地域公共交通が有機的に連携し、市内の移動の利便性を高める地域公共交通ネットワークの構築を図ります。



b. 地域特性に応じた地域公共交通の維持及び利便性の向上

- 人口規模・需要に応じた地域公共交通のサービスレベルを見直すことで、厳しい財政状況の中でも、あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し福祉を推進するとともに、人々に包摂かつ公平で質の高い教育が受けられる環境を確保するための持続可能な地域公共交通サービスの提供に努めます。
- 見直しにあたっては、地域ごとに異なるニーズを見極め、既存サービスの運行形態に捉われず、デジタル技術・AI 等を活用した新たなモビリティサービスの導入や公共交通のシームレスな利用環境を整備するための MaaS の実現可能性など多様な運行サービスについて検討することで、市民の生活を支える重要なインフラとして、地域住民の生活に寄り添うように地域公共交通の利便性の向上を図ります。



c. 市民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通の育成

- 市民が、五條市で運行される地域公共交通の重要性を理解し、貴重な地域公共交通サービスが有効に活用されるための取組みを促進します。また、市民も担い手の一主体として、地域公共交通に向き合う環境づくりを目指します。
- 市内で地域公共交通を運営する交通事業者と行政との連携を強化し、具体的な方針や内容を定めて、地域ニーズに合ったサービスを持続的かつ効率的に提供するための取組みの推進を図ります。※



※ 別途「五條市地域公共交通利便増進実施計画（仮称）」を策定して、推進予定

参考【SDGs(持続可能な開発目標)について】

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。平成 27 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」の中で掲げられました。令和 12 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

17 のゴールの内、公共交通の維持・確保を図ることにより、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に寄与するものと考えています。



★ 五條市地域公共交通計画で定める評価指標と評価の基準

視点	目標	評価指標		評価の基準		考え方 (設定根拠・算出方法)	備考
				現状	目標 (R8 年度)		
まちづくり	(1) 地域公共交通 の維持・改善	① 地域公共交通の人口カバー率※1		89.8%	89.8%	・住む場所や年齢などに関係なく利用できる地域公共交通の環境を維持・改善する。	令和３年１１月時点
		② 拠点施設への乗り入れ本数	JR 五条駅	104 本/日	104 本/日	・市の活力を支える拠点へのアクセス性について、現状のサービスを確保する。	令和３年１１月時点
			五條バスセンター	150 本/日	150 本/日		
	(2) 地域公共交通 の利用促進	③ 地域公共交通に対する満足度 (不満を持っている人の割合)		48.5%※2	38.0%	・地域ニーズに応じたサービスの提供により、不満を持っている人の割合を概ね 10 ポイント引き下げる。	令和３年度アンケート
	(3) 脱炭素社会の 推進	④ 人口に対する地域公共交通の利用率 (人口に対する路線バス、市が運行する地域公共交通の利用者数の割合)		5.8回/人・年	6.3回/人・年	・人口減少が見込まれる中、地域ニーズに応じたサービスの提供等により利用者数の維持・増加を図り、1 人あたりの利用回数を 0.5 ポイント引き上げる。 (推計される人口減少が続いた場合にも、総利用者数の減少の割合を人口減少の割合に対して半分程度に抑える。)	利用者数：令和２年度実績 人口：令和３年３月末実績
市民	(4) 地域公共交通 に対する理解 の醸成	⑤ 地域公共交通に対する認知度	路線バス	72.8%※3	100.0%	・地域公共交通が、市民の移動手段の選択肢として位置づけられるよう、それぞれの手段について「全く知らない」とする市民をゼロにする。	令和３年度アンケート
			コミュニティバス	73.0%※3	100.0%		
		⑥ 人口に対する地域公共交通の利用率（再掲）		上に同じ	上に同じ	-	-
交通事業者	(5) 担い手の維持・確保	⑦ 五條市で地域公共交通を提供する交通事業者数		４社	４社以上	・市民が生活に必要な地域公共交通サービスを今後も受け続けられるよう、提供環境を確保する。	令和３年時点
行政	(6) 持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現	⑧ 市が経費負担する地域公共交通※4 の 1 便あたりの利用者数	路線バス※4	3.9 人	3.5 人以上	・幹線的な役割を担う系統として、おおそ自家用車やタクシー以上を運ぶものとして設定	令和３年度実績（推定）
			ゴーちゃんバス	-	4.0 人以上	・ただし、路線バスについては、山間過疎地域へ向け運行する路線につき、現行の実績をもとに、10%程度の減を許容する。	令和３年 11 月 10 日に再編を行った直後のため、実績値なし。
			上記以外 (ただし予約制のものは除く)	-	1.0 人以上	・最低人数の 1 人は運ぶものとする。	
		⑨ 市が経費負担する地域公共交通※4 の 1 人あたりの運行経費		-	※右記参照	・財政面への影響を考慮し、効率的・効果的な運行の実現に向け、現状の収支状況を維持することとし、概ね令和３年 11 月の再編後の各路線の実績値以下とする。(10%程度の増を許容する。)	

※1 地域公共交通の人口カバー率：鉄道駅から 800m もしくはバスやデマンド交通に乗降できるスポット（停留所、自由乗降区間内の任意地点）から 300m のエリアを地域公共交通がカバーするエリアとして定義
※2 地域公共交通に対する満足度：「令和３年度 公共交通に関するアンケート調査」で、市内の地域公共交通について「やや不満」「不満」と答えた人の割合
※3 地域公共交通に対する認知度：「令和３年度 公共交通に関するアンケート調査」で、それぞれの地域公共交通機関について「全く知らない」と答えた人を除く割合
※4 市域を跨ぐ地域幹線（広域路線バス及び五條・十津川地域連携コミュニティバス（広域通院ライン））は、奈良県地域交通改善協議会で定める指標に基づき評価・検証が行われるため、本計画では評価の対象から除外

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:五條市

計画名称:五條市地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	P50～52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持 P55～56 3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	P26～27 4. 地域公共交通計画の基本的な方針 を計画の基本的な方針としている。 そのうえで、 P52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保維持内で、確保維持に関する必要性を記載。
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P52 6.2.1まちづくりの支援に基づく事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保維持（地域公共交通確保維持改善事業も含めた取組を通じて、確保・維持を目指す地域公共交通サービス）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P33 五條地域公共交通計画で定める評価指標と評価の基準 （6）持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現

令和 年 月 日

（名称）五條市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

五條市は奈良県南部に位置し、大きく分けて北部の市街地エリアと南部の広大な山間エリアがあるが、市全体として人口減少、高齢化が進んでおり、交通弱者の移動手段の確保と地域活力の維持・向上が課題となっている。それら課題への対応のため、「市内・市外を問わず、様々な人が交流する拠点を繋ぐ地域公共交通網」と「市民の日常生活を支え、安心して暮らすことができる交通環境」を目指し、それらによる『市の活力を支える地域公共交通ネットワークの実現』を将来像とし、地域公共交通確保維持事業を活用することによりフィーダー系統（コミュニティバス等）を確保し、市内を縦断する幹線系統（広域路線バス）と効果的に接続させ、将来に渡って持続可能な公共交通網の確保・維持に努める。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

令和9年度（令和8年10月1日～令和9年9月30日）においては、令和3年11月10日に実施した市庁舎移転を契機とした地域公共交通網の再編後のコミュニティバス等の運行について、同事業を活用のうえ、継続的な運行の維持・確保に取り組む。

令和9年度以降も同様に同補助金を活用し、継続的な運行の維持・確保に取り組む。

年 度	目 標	効 果
令和9年度	公共交通による交通空白地域の改善と移動手段の確保・維持	国庫補助制度を活用することによって、市内のコミュニティバス等の運行が確保される。
令和10年度		
令和11年度		

【数値目標（※）】

運行系統名	利用者数	運賃収入	市負担額	一人当たり市負担額
コミュニティバス五條コース 五條駅・田園方面ライン 南奈良総合医療センター通院ライン	84,700 人 以上	7,801 千円 以上	36,136 千円 以下	416 円 以下
ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース、北宇智方面コース、 二見方面コース	3,600 人 以上	715 千円 以上	6,003 千円 以下	1,617 円 以下

（※）目標値のうち、一人当たり市負担額は第二次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）の目標値と整合

（計画書 P33 及び【資料】第2次ゴーちゃん交通計画目標値 参照）

（※）第2次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）は令和8年度までの計画であるが、現時点では実績等に基づく新たな指標の作成が未確定のため、定量的な指標として目標として使用。

（２）事業の効果

当該運行系統を維持することにより、沿線地域の住民の通院や買い物等の日常生活のため移動手段が確保される。特に、南奈良総合医療センター通院ラインは、五條バスセンターにおいて路線バスと接続させていることにより、五條市民のみならず、南部の十津川村等の住民にとっても南奈良総合医療センターへの通院に利用できる路線となっている。

３． ２． の目標を達成するために行う事業及びその実施主体**【利便性向上と利用促進に向けた事業】**

- ・ダイヤ調整による交通モード間での相互連携 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・利用者等の要望に基づく停留所の増設 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・運転免許自主返納への特典制度の継続 （実施主体：五條市、交通事業者）
- ・自治会等を通じた地域公共交通の周知 （実施主体：五條市）
- ・意見交換等を通じた住民ニーズの把握 （実施主体：五條市）

４． 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

「表 1」を添付。

５． 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る以下の路線については、その運行に係る費用総額 63,935 千円のうち、五條市から運行事業者には、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

- ・ゴーちゃんバス
五條駅・田園方面ライン （ 7 系統）
南奈良総合医療センター通院ライン （ 2 系統）
- ・ゴーちゃんタクシー
牧野方面コース
北宇智方面コース
二見方面コース
計 1 2 系統

６． ２． の目標・効果の評価手法及び測定方法

・利用者数や数値について、第二次ゴーちゃん交通計画（五條市地域公共交通計画）で定める数値指標に基づくモニタリング、評価を地域公共交通会議等で実施。

７． 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表 5 を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和7年6月20日 第44回五條市地域公共交通会議開催
令和6年度市内地域公共交通利用実績について報告・協議
中心市街地活性化事業の進捗について報告・協議
令和8年度地域公共交通計画認定申請について協議・承認
- ・令和8年2月24日 第45回五條市地域公共交通会議 開催
市営公共交通に関する利用者負担の軽減について、令和8年度から1年間実施することを報告・協議
中心市街地活性化事業の進捗について報告・協議
令和7年度に実施した改善の取組（勉強会の実施、地区ごとの停留所増設に関する説明会、意見交換会）に関する概要の報告・協議
予約制乗合タクシー（ゴーちゃんタクシー）の停留所の増設について協議・承認
- ・令和8年6月24日 五條市地域公共交通会議開催
令和9年度地域公共交通計画認定申請について協議
令和8年度地域公共交通計画の変更届出の協議

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和8年2月24日開催の第45回五條市地域公共交通会議において、利用者及び地元自治会からの要望等を反映する形での停留所増設案の提示、協議を行い承認。
令和8年4月1日から停留所を増設し運行を行う。
ゴーちゃんタクシー（区域型） 地域の停留所 9箇所増設
- ・令和7年11月27日～令和8年3月23日
前年度に実施した地域での意見交換会結果を踏まえ、一部地区で停留所の増設や新たな形態での運行を検討。素案に関する説明や、地域にとって使いやすい停留所等を自治会毎で考えていただき、その実現にむけ意見交換を実施。
各地域でいただいたご意見を基に、地域のニーズに合った改善につなげていく。

20. 大淀町の地域公共交通計画に位置づけられない理由

通院ライン A・B 系統は、大淀町に跨がる系統であるが、以下の理由から大淀町の地域公共交通計画には位置付けない。

- ①主に五條市の住民が大淀町内にある拠点病院「南奈良総合医療センター」にアクセスするための路線であり、大淀町は補助系統に係る費用負担を行っていない。
- ②大淀町民の利用も可能であるが、大淀町として地域公共交通計画に位置づけるべき生活交通では無い。
- ③大淀町は当該系統について、補助申請を行わない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号

（所 属） 五條市地域公共交通会議事務局

五條市 市長公室 企画政策課

公共交通推進室

（氏 名） 窪 勇人

（電 話） 0747-22-4001

（e-mail） koutsuu@city.gojo.lg.jp

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

都道府県名		市区町村名		協議会名		年度	
奈良県		五條市		五條市地域公共交通会議		令和 9 年度	

申請 番号	市区町村名	運送予定者名	主たる業態	(申請番号) 運行系統名等	運行系統			往	復	計画運行 日数	計画運行回 数	利便増進 特例措置	運送継続 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表 7・別表 9・別表 1 0）					
					起点	経由地	終点							運行態様の別	補助開始年度	基準／で該当する要件（別表 7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準／で該当する要件（別表 7 のみ）	
1	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(1) 南奈良総合医療センター通院ライン A	五條駅	居伝町・南奈良総合医療センター	福神駅	10.7km	10.7km	359.0日	964.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
2	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(2) 南奈良総合医療センター通院ライン B	五條駅	IM^㌒・南奈良総合医療センター	福神駅	10.4km	10.4km	359.0日	1,327.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
3	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(3) 五條駅・田園方面ライン A	五條駅北口	田園三丁目	田園五丁目	4.1km	4.1km	365.0日	787.5回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅北口で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
4	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(4) 五條駅・田園方面ライン B	五條駅	五條市役所	田園五丁目	5.4km	5.4km	365.0日	1,216.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
5	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(5) 五條駅・田園方面ライン C	五條駅	五條市役所	なつみ台二丁目	8.8km	8.5km	242.0日	726.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
6	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(6) 五條駅・田園方面ライン D	なつみ台二丁目	田園五丁目・五條駅北口・五條市役所	五條駅	11.0km		242.0日	121.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
7	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(7) 五條駅・田園方面ライン E	五條駅北口	田園三丁目・田園五丁目	なつみ台二丁目	8.7km		242.0日	121.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅北口で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
8	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(8) 五條駅・田園方面ライン F	五條駅北口	田園三丁目・田園四丁目	五條駅北口	循環	5.6km	242.0日	242.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅北口で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
9	五條市	奈良交通株式会社	市町村（バス事業者に運行委託「コミュニティバスなど」）	(9) 五條駅・田園方面ライン G	五條駅北口	田園三丁目・田園四丁目・五條駅北口	五條駅	8.2km		124.0日	62.0回			路線型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅北口で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
10	五條市	株式会社野原タクシー	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(10) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース		牧野地区及び岡町の一部				242.0日	898.0回			区域型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
11	五條市	株式会社野原タクシー	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(11) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース		北宇智地区及び岡町、今井町の一部				242.0日	890.0回			区域型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	
12	五條市	五條二見交通株式会社	市町村（タクシー事業者に運行委託「乗合タクシーなど」）	(12) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース		二見、新町地区及び本町、阪合部地区の一部				242.0日	1,504.0回			区域型	令和 9 年度	① 幹線接続	五條駅で補助対象地域間幹線系統「八木新宮線」「高田五條線」と接続する。（近接）	③ 前年度から引き続き運行	

表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

都道府県名	市区町村名	協議会名	年度
奈良県	五條市	五條市地域公共交通会議	令和 9 年度

	人 口
人口集中地区以外（人）	22,136 人
交通不便地域等（人）	27,927 人

交通不便地域等の内訳

人口（人）	対象地区	根拠法
27,927 人	市域全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
		半島振興法

地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
地域公共交通利便増進実施計画	令和4年8月31日	

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 五條市地域公共交通会議
住 所 奈良県五條市岡口 1 丁目 3 番 1 号
代 表 者 氏 名 会長 福塚 勝彦

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が 6 月以下である理由については下記の通りです。

記

五條市地域公共交通計画の計画期間は、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月末となっており、補助対象期間に満たない期間が 6 月あります。令和 9 年 4 月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。